JA共済



JAの個人年金

予定利率変動型年金共済
ライフロード



今の収入を未来へシフト
将来の自分へ
仕送りプラン

将来のおこづかいに、公的年金の足しに
積み立て感覚で始めませんか?

ライフロードは
ご自身の将来設計に合わせた
プラン設計が可能です。

加入年齢	月払共済掛金	共済掛金払込終了年齢/年金支払開始年齢
18歳~85歳	3,000円~	50歳~90歳 (5歳刻み)

予定利率変動型年金共済
ライフロードの4つの特徴



特徴1 毎年(毎月)の共済掛金で**老後の生活資金**が**積立感覚**で準備できます。また、**年金額の増加が期待**でき、一度増加した年金額は減りません。
※予定利率の推移によっては、年金額が増加しない場合もあります。

特徴2 **個人年金保険料控除**が受けられます。
※所定の条件を満たし、税制適格特約付契約の場合

特徴3 医師による診査は必要なく、**簡単な告知**でお申し込みいただけます。

特徴4 加入年齢・払込終了年齢・年金支払開始年齢に応じた**柔軟な保障設計**ができます。

この資料は概要を説明したものです。詳細につきましては「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」により必ずご確認ください。

資料請求や掛金のシミュレーションはこちら

お問合せは

こつこつ積立プラン

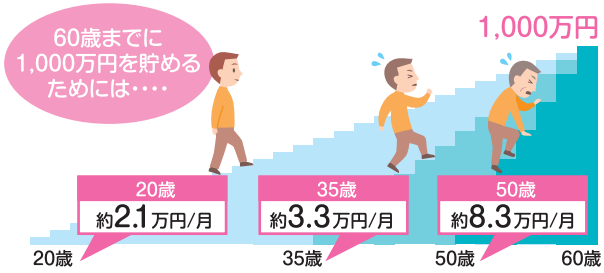
ご契約例
年払い
（18万円プラン）

●ご加入者:35歳・男性　●年金種類:定期年金
●ご契約当初5年間の予定利率:1.6%　●共済掛金払込終了年齢:65歳
●年金受取開始年齢:65歳　●ご契約6年目以降の最低保証予定利率:0.5%
●共済掛金払込期間:30年　●年金受取期間:10年　●税制適格特約:有
●払込方法:年払い（令和8年4月現在）

共済掛金合計 **540万円** ▶ 6年目以降予定利率が1.00%で推移した場合 **10年間の年金受取総額** **6,210,000円**

	当初5年間の予定利率	6年目以降の最低保証予定利率	共済掛金合計額		年金受取総額
ご契約時の最低保証予定利率で推移した場合	1.6%	0.5%	540万円	給付率105.0%	567万円
例えば6年目以降適用される予定利率が1.00%で推移した場合	1.6%	1.00%	540万円	給付率115.0%	621万円

※あくまで試算であり、将来の年金のお受取りをお約束するものではありません。※万円未満切捨てで表示。



加入年齢		
20歳（年払12万円）	共済掛金合計540万円 受取総額667万円	約127万円（差額）
35歳（年払18万円）	共済掛金合計540万円 受取総額621万円	約81万円（差額）
50歳（年払36万円）	共済掛金合計540万円 受取総額585万円	約45万円（差額）

払込共済掛金総額が同じでも早くから始めることで高い効果が期待できます。

※6年目以降の予定利率が1.00%で推移した場合

余裕資金活用プラン

ご契約例
年払い
（50万円プラン）

●ご加入者:60歳・男性　●年金種類:定期年金
●ご契約当初5年間の予定利率:1.6%　●共済掛金払込終了年齢:70歳
●年金受取開始年齢:70歳　●ご契約6年目以降の最低保証予定利率:0.5%
●共済掛金払込期間:10年　●年金受取期間:10年　●税制適格特約:有
●払込方法:年払い（令和8年4月現在）

共済掛金合計 **500万円** ▶ 6年目以降予定利率が1.00%で推移した場合 **10年間の年金受取総額** **5,340,000円**

	当初5年間の予定利率	6年目以降の最低保証予定利率	共済掛金合計額		年金受取総額
ご契約時の最低保証予定利率で推移した場合	1.6%	0.5%	500万円	給付率102.6%	513万円
例えば6年目以降適用される予定利率が1.00%で推移した場合	1.6%	1.00%	500万円	給付率106.8%	534万円

※あくまで試算であり、将来の年金のお受取りをお約束するものではありません。※万円未満切捨てで表示。

（注）この共済は、6年目以降、毎年予定利率を見直す予定利率変動型の年金共済です。予定利率とは、共済掛金積立金を積み立てる際に適用されるあらかじめ定められた利率のことです。当共済に適用される予定利率は、ご契約当初5年は固定ですが、ご契約6年目以降は毎年見直されます。予定利率は共済掛金積立金にかかるものであり、お支払いいただいた共済掛金全体に対するものではありません。したがって、共済掛金全体に対する利回りは予定利率よりも低くなります。（注）加入時の当初予定利率は、毎年設定されます。したがって、ご契約の時期によって適用される予定利率が異なり、最低保証年金額が変更されることがありますので、ご契約の際に必ずご確認ください。（注）最低保証年金額は、ご契約6年目以降の最低保証予定利率0.5%で推移した場合の年金額です。（注）年金受取開始日は年金受取開始年齢の誕生日以後の最初の契約応当日になります。（注）6年目以降の予定利率が1.00%の場合はあくまで試算値であり、将来の年金のお受取り額をお約束するものではありません。また、万円未満は切り捨てて表示しています。（注）年金受取総額は年金受取期間中に全期間毎年年金受取された場合の受取総額を試算しています。

個人年金保険料控除を活用して賢く積み立て

「所得税」税額速算表（平成27年以降）

課税所得金額	税率	速算控除額
195万円超 330万円以下	10%	9.75万円
330万円超 695万円以下	20%	42.75万円

住民税の税率（所得割）一律10%

所得税　4万円の所得控除
4万円×10%＝4,000円

住民税　2.8万円の所得控除
2.8万円×10%＝2,800円

合計で 6,800円/年 の節税

税制適格特約付加の要件

1. 年金受取人が被共済者で、かつ共済契約者または共済契約者の配偶者であること。
2. 共済掛金の払込期間は10年以上にわたり、定期的に払い込むこと。
3. 定期年金タイプの場合は、年金受取開始年齢が60歳以上で、かつ年金受取期間が10年以上であること。

POINT **「課税所得」**とは…
所得（収入から、その収入を得るために要した経費や特別な控除額（必要経費）を差し引いたもの）から、所得控除（例:基礎控除・扶養控除・生命保険料控除等）を差し引いたものです。

※平成25年からの復興特別所得税は考慮していません。※契約日が平成24年1月1日以降の場合です。※他の契約の状況により、生命保険料控除の合計額は、上記と異なる場合があります。※個別の税の取扱いについては税理士・税務署等にご確認ください。
※税制適格特約を付加した場合、ご契約内容の変更に制限があります。特に、共済契約者（共済掛金負担者）と年金受取人が異なる場合、年金開始時に年金を受け取る権利が贈与税の課税対象になりますが、年金受取人の変更等はできませんのでご注意ください。